

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載された物品（以下「物品」という。）の令和8年度浦添市立小中学校サーバ室防犯カメラ購入・設置に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約の履行にあたって適用される法令及び浦添市契約規則を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、物品をこの契約の納入期限までに発注者の指定場所まで納入するものとし、発注者はその契約金額（分割払のときは、当該分割金額。）を支払うものとする。
 - 3 受注者は、契約の履行にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 7 この約款に定める承諾、通知、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、浦添市契約規則（昭和55年規則第4号）第6条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
 - 3 発注者は、物品の引渡しを受けたときは、契約保証金を返還しなければならない。

(契約保証人)

- 第2条の2 浦添市契約規則第6条第1項第9号を適用した場合、発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約保証人に対して債務の履行を完了すべきことを請求することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 契約保証人は、前項の請求があったときは、次条の規定にかかわらず、この契約に基づく、受注者の権利及び義務を承継する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、この契約の一部又は全部を他に委託し、請負わせ又は委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入物品の品質等)

- 第5条 納入物品は、仕様書等によるものとし、仕様書等に特に品質の指示がないときは中等以上のものでなければならない。

(納入費用の負担等)

第6条 受注者は、仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約に基づく物品の納入に必要な費用について負担する。

2 受注者は、物品の納入に際し、発注者に対し納品書を提出しなければならない。

(物品の納入及び検査)

第7条 受注者は、納入に際し、又は発注者の定める日時に立会いのうえ発注者の定める検収（以下「納品検収」という。）を受けなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、仕様書等にてあらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、仕様書等にてあらかじめ指定されていない場合であっても、物品の性質上可分であるものについて発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 発注者は、納品検収を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。

4 発注者は、受注者が納品検収に立ち会わないときは、当該納品検収の結果について受注者の異議の申立てを認めないものとする。

5 発注者は、必要と認めるときは、物品の納入が完了するまでにおいて、品質等の確認を行うため、中間検収を行うことができる。

6 納品検収（前項による中間検収を含む。）に直接要する費用及び納品検収のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。

7 受注者は、納品検収に合格しないときは、発注者の指示する期間内に物品の引換え若しくは製作のし直し、又は補修を行わなければならない。この場合の引換え若しくは再製作又は補修後の納入については、前条及び前各項の規定を準用するものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第8条 物品の所有権は、検査に合格したとき、受注者から発注者へ移転するものとし、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、全て受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止することができる。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるとき、又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とで協議の上書面により定めるものとする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止し、受注者に損害をおよぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第10条 契約締結後において、天災事変、不測の事態又は社会情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(修理又は取替え納入)

第 11 条 乙は、納入物品の引き渡し後 1 年間甲の正常な管理のもとに生じた故障について、修理又は取り替え納入の責任を負うものとする。

(契約金額の支払い)

第 12 条 乙は、合格品を完納した後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(秘密保持の義務)

第 13 条 乙は、契約の履行にあたり、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約不適合責任)

第 14 条 甲は、機器設置完了後、各メーカーの保証期間内は、当該物品に種類、品質又は数量に関して明細書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、乙に対して補修、代品との代替え、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲が請求した方法と異なる方法により、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、甲は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合責任期間)

第 15 条 乙が、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）の物品を甲に引き渡した場合において、甲がその契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(技術指導等)

第 16 条 機器の使用に際し、乙は甲が必要とする使用説明を実施し、基本的技術指導等を無料で行うものとする。

(機器の移設等)

第 17 条 甲は機器の移設等を行う場合は、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 18 条 乙の責めに帰する事由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、納入期限の翌日から納品検収に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該納品検収に要した日数を除くものとする。

3 乙は、天災その他の乙の責めに帰することができない事由により納入期限内に物品の納入ができな

いときは、直ちに理由を明記した書面により甲に対して当該納入期限の延長を申し出なければならない。

- 4 甲は、乙が前項以外の事由により納入期限内に履行できないときは、乙に対して履行遅延の事由及び履行可能な期限等を明記した書面の提出を求めることができる。
- 5 甲の責めに帰する事由により、第7条第2項に規定する支払が遅れたときは、乙は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 甲および乙は、相手方が次のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

1 次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- (6) (5) その他前記(1)ないし(5)に準ずるもの

2 前号に掲げる反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う。)と次のいずれかに該当する関係を有する場合

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 自らまたは第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他前記(1)ないし(4)に準ずる行為

(甲の催告による解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完又は第9条第3項の契約金額の減額の請求がなされないとき。
- (3) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 第21条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を

- した目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
 - (8) 第 18 条又は第 19 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 22 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

（乙の催告による解除権）

第 23 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 24 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約内容の変更により、契約金額が 3 分の 2 以上増減したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が困難になったとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 25 条 第 18 条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 26 条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（裁判管轄）

第 27 条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第 28 条 乙は、この契約による購入物品を納入するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による購入物品の納入に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この納入が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約に係わる購入物品の納入の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- 4 乙は、購入物品を納入するための個人情報の取り扱いを自ら行うものとし、甲が承認した場合を除き、第三者にその取り扱いを委託してはならない。
- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、購入物品の納入に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 6 乙は、購入物品を納入するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- 7 乙は、購入物品の納入に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 乙は、購入物品を納入するため、甲から提供を受け、又は受注者自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、購入物品の納入後は直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法によるものとする。
- 9 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったと

きは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(契約外の事項)

第 29 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上これを定める。